
議案第 1 5 0 号 青森市環境基本条例の制定について

1 制定理由

環境の保全及び創造のために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、制定しようとするものである。

2 制定内容

○前文

○第 1 章 総則（第 1 条－第 6 条）

…目的、定義、基本理念、市の責務、事業者の責務、市民の責務

○第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第 1 節 施策の基本方針（第 7 条）

…施策の基本的方針

第 2 節 環境基本計画（第 8 条・第 9 条）

…環境基本計画、年次報告書

第 3 節 環境の保全及び創造のための施策等（第 1 0 条－第 2 0 条）

…施策の策定に当たっての配慮、
環境影響評価の推進及び自然環境等と再生可能エネルギーとの共生、
規制の措置、誘導的措置、環境の保全及び創造に関する施設の整備等、
資源の循環的な利用等の推進、教育及び学習の振興等、
民間団体等の自発的な活動の促進、情報の提供、
調査の実施及び監視等の体制の整備、国及び他の地方公共団体との協力

第 4 節 地球環境の保全の推進（第 2 1 条）

…地球環境の保全の推進

○第 3 章 環境審議会（第 2 2 条－第 2 5 条）

…環境審議会の設置、組織及び運営、会議、部会

○第 4 章 雑則（第 2 6 条）

3 施行期日

公布の日から施行

逐条解説

「前文」

青森市は、青森県の中央部に位置し、北は陸奥湾に面して青森平野が広がり、東から南にかけては奥羽山脈の一部をなす東岳山地から八甲田連峰が連なり、西は梵珠山を含む津軽山地から津軽平野へと続く雄大な自然環境に恵まれたまちである。また、縄文遺跡や中世の城跡などの文化的資源は、先人たちがこの豊かな自然から多くの恩恵を受けながら、伝統や文化をはぐくんできたことを今に伝えている。

しかしながら、近年の効率性や利便性を優先する社会経済活動や生活様式は、私たちに物質的な豊かさをもたらした一方で、環境への負荷を増大させ、人類の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことのできる良好で快適な環境を享受する権利を有するとともに、かけがえのない美しい地球と、ふるさと青森市の恵み豊かな自然環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有している。

このような権利と責務の下に、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能なふるさと青森市を、市、事業者及び市民が共につくりあげていくため、この条例を制定する。

【趣旨】

前文は、法律や条例の本則の前に置かれ、その法令の趣旨、理念・目的・基本的な立場を示しています。

【解説】

本条例は、本市の環境政策の基本的な考え方・基本方針などの理念を示す条例であるため、本市の環境特性や社会的背景の認識、権利と責務、環境負荷の少ない持続可能なふるさと青森市を市・事業者・市民が共につくりあげていく決意、条例制定の目的などを明らかにするため、前文を規定しています。また、前文は、各条文や適用に関する解釈・運用の指針となります。

（１）環境

「環境」という用語は、包括的な概念を指すもので、諸法令において、また、様々な文献において、多様な意味に用いられています。本条例が対象とすべき「環境」の範囲についても、環境施策に関するその時代の社会的ニーズや市民的認識の変化に伴って移り変わっていくものであり、画一的に定義することは困難です。

（２）環境権について

「私たちは、健康で文化的な生活を営むことのできる良好で快適な環境を享受する権利を有する」とは、環境権について明記したものです。

環境権は、一般的に（１）基本的人権としての環境権と（２）侵害行為の差し止めや損害賠償請求の根拠となるような具体的権利としての環境権の２つの捉え方があります。

環境基本法（平成５年１１月１９日法律第９１号。以下「法」いう。）では「権利」として位置づけしておらず、法的権利としての性格についてはいまだ定説がなく、環境権を明確に認めた判例は存在していません。

ただし、法では、「環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことができないものであること」、「現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する」ことができるようにしなければならないことを規定しており、これによって（１）の環境権の趣旨は法的に位置付けられているとされています。

この前文に明記した環境権は、以上の点を踏まえ、市の政策立案や市、事業者及び市民の行動の中で配慮されるべき価値として掲げたものです。

<参考条文>

環境基本法(平成５年法律第９１号)

(環境の恵沢の享受と継承等)

第三条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、条例の目的を示しています。

【解説】

本条は、法第1条に準ずるもので、環境基本条例が規定している事項（基本理念、市、事業者及び市民といった各主体の責務、環境の保全と創造に関する施策の基本的事項等）をまとめて記述し、本条例の最終目的が「現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」として掲げています。

(1) 保全及び創造

この条例でいう「保全」とは、良好な状態で残しておくこと、維持していくことであり、対象とする環境は、自然環境、生活環境、快適環境及び地球環境等になります。また、「創造」とは、失われた本来あるべき良好な環境の回復、又は再生及び代償措置をいいます。

(2) 基本理念

第3条（基本理念）において、基本理念を規定しています。

(3) 市、事業者及び市民の責務

第4条（市の責務）、第5条（事業者の責務）、第6条（市民の責務）において、それぞれの責務を規定しています。

(4) 環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項

第7条（施策の基本方針）において、施策の基本となる事項を規定しています。

(5) 総合的かつ計画的に推進

「総合的に推進」とは、本条例に規定する各種施策の連携を図るとともに、市だけではなく事業者や市民のそれぞれの取組も含め、全体として推進していくことを指しています。

また、「計画的に推進」とは、将来を見通して、多様な施策を体系的に組み立てて実施していくことを指し、具体的には、市が環境基本計画をはじめとする計画を策定し、これに基づいて施策を進めていくことをいいます。

(6) 現在及び将来の市民

今日の環境問題は、地球環境という空間的な広がりとともに、将来の世代にもわたって影響を及ぼすという時間的な広がりを持つ問題であることから、環境の保全・創造が、現在の世代だけではなく、将来の世代の市民をも対象としていることを明示したものです。

(7) 健康で文化的な生活

確保されるべき環境の価値を位置付けたもので、日本国憲法（昭和21年11月3日憲法）第25条第1項に「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定されています。「健康で文化的な生活」を確保する上において、環境の保全を図ることが極めて重要であることを示し、これを条例制定の目的としています。

<参考条文>

環境基本法(平成5年法律第91号)

(目的)

第一条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 二 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- 三 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

【趣旨】

本条は、条例における重要な意味を持つ、繰り返し用いられる用語について定義しています。

【解説】

本条は、条文上の「環境への負荷」、「地球環境の保全」、「公害」の用語を規定しており、法第2条に同様に規定されています。

(1) 第1号関係

法第2条第1項に準拠しています。

○人の活動により

この条例による環境の負荷は、人為的な原因に基づくものに限られ、地震、台風、落雷、洪水や全くの自然現象に基づく地盤沈下などのように天然自然の現象を原因とする人の生命・健康や生活環境の被害は含みません。

○環境の保全上の支障

何らかの措置を講じなければならない程度に環境が悪化している状態のことをいいます。

例えば、人の活動によって自然環境が損なわれることによって人の健康や生活環境に係る被害が生ずることや、開発行為等による自然環境の劣化や必要な自然環境の整備がなされないことによって自然の恵沢が得られないことをいいます。

○原因となるおそれのあるもの

直接かつ単独で環境の保全上の支障を引き起こすもののみならず、集積すること等によって環境の保全上の支障を引き起こすものを含みます。

<参考条文>

環境基本法(平成5年法律第91号)

(定義)

第二条 この法律において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 第2号関係

法第2条第2項に準拠しています。

○温暖化

大気中の温室効果ガスの濃度上昇により地球が温暖化することをいいます。温室効果ガスとは、地表から宇宙へ逃げる赤外線を吸収して、大気の温度を上昇させる効果を持つ気体のことです。(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類)

○オゾン層の破壊

フロンガスの大気中への放出に伴い、成層圏のオゾン層が破壊されることをいいます。その結果、有害紫外線の地表面への到達量が増大し、皮膚がんが増える等の健康被害や生態系への悪影響が生じることです。

○海洋の汚染

タンカー事故等による油流出や栄養塩類の増加による富栄養化等により、海洋生物・海洋資源・快適性等に有害な結果が生じることをいいます。

○人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するもの

地球環境の保全の定義においては、その対象となる問題がスケールにおいて地球的規模で影響を及ぼす事態であることを述べるだけでなく、これが条例の重要な対象分野として取り上げなければならない理由、すなわちこれが人類共通の課題であるとともに市民生活においても現在及び将来に関わる問題であるとの観点を明らかにするために言及したものです。

<参考条文>

環境基本法(平成5年法律第91号)

(定義)

第二条

2 この法律において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 第3号関係

法第2条第3項に準拠しています。

○大気の汚染

大気中に汚染物質が排出される状況をいいます。汚染物質には、降下ばいじん、浮遊粉じん、硫黄酸化物、窒素酸化物、それに自動車排ガスに含まれる一酸化炭素や炭化水素等多くのものを含みます。

○水質の汚濁

正常な水に汚濁物質が混入されることですが、その他にも水温の著しい変化やヘドロの堆積も含みます。また、水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することも含みます。

○土壌の汚染

土壌中に汚染物質が持ち込まれることをいいます。原材料の流出や廃棄物の埋め立てにより直接土壌中に混入する場合の他、水質汚濁や大気汚染を通じて二次的に持ち込まれることもあります。また、土壌や岩石などの中に既に存在していたカドミウムや銅などが開発や採石行為などによって表面に現れ、降雨などに伴って下流の農地に汚染物質が堆積することも含みます。土壌の場合、大気や水質とは違って影響が長期間にわたって継続するという特徴があります。

○騒音

本来は好ましくない不快な音という意味で、主観的なものですが、社会生活を阻害する音や多数の人々に健康被害を与える音は、主観的な段階を超えて規制すべき「騒音」になります。

○振動

航空機の衝撃波等のように空気を伝わるものと、建設工事や大型車両の通行等による道路振動のように土地を伝わるものをいいます。

○地盤の沈下

地下水の採取等により地中粘土層に収縮が生じて周辺の地層が陥没したりする現象をいいます。

○悪臭

臭いも騒音と同様に主観的な要素が強いものですが、頭痛や吐き気を起こしたりする臭気は「悪臭」として規制の対象となります。

<参考条文>

環境基本法(平成5年法律第91号)

(定義)

第二条

- 3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第二十一条第一項第一号において同じ。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第三条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承できるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、多様な自然に恵まれた本市の地域特性を生かし、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目指し、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要であることに鑑み、全ての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

【趣旨】

本条は、条例の基本的な考え方となる基本理念を定めています。

【解説】

本条は、第1条の「環境の保全及び創造について基本理念を定め」について具体的に示したものであり、市民の生活基盤である地域の環境及び人類の生存基盤である地球環境について、現在のみならず将来の世代も環境の恵みを受け入れることができ、また、良好な状態で引き継いでいけるよう、環境の保全及び創造を推進していく上での根本的な考え方を規定するものです。

基本理念は、市、事業者及び市民が環境の保全と創造を推進するに当たって、行動や判断の際に共通認識とすべき事項を定めるものです。

(1) 第1項関係

法第3条（環境の恵沢の享受と継承等）に準拠しています。

<参考条文>

環境基本法(平成5年法律第91号)

(環境の恵沢の享受と継承等)

第三条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

(2) 第2項関係

○人と自然との共生

共生とは、異なる種類の生物が共に生活し、互いに行動的又は生理的な結びつきを恒常的に保つことをいう生物学用語であり、「人と自然との共生」とは、広く人と自然が良好な関係を維持しながら共存する状態をいいます。

(3) 第3項関係

法第4条（環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等）に準拠しており、持続的な発展が可能な社会の構築を目指して、市、事業者及び市民がそれぞれの立場に応じて、なすべきと期待されることを過不足なく公平に、自主的かつ積極的に行うことを規定するものです。それぞれの責務には、具体的な活動の公平な役割分担及び環境の保全に要する費用の公平な負担も考え方として含みます。

<参考条文>

環境基本法(平成5年法律第91号)

(環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等)

第四条 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。

(4) 第4項関係

法第5条（国際的協調による地球環境保全の積極的推進）に準拠しており、地球規模の環境問題は、本市だけでは解決できない人類共通の課題であり、全ての市民にとっても、健全で恵み豊かな環境を確保する上で自らの重要な問題であることを認識し、全ての日常生活及び事業活動において地球規模の環境保全に向けた取組を積極的に推進することを規定するものです。

また、地球環境の保全の課題のうち、地球温暖化について、本市は令和6年3月にゼロカーボンシティ宣言を表明するとともに、令和7年3月には青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を改定し、ゼロカーボンシティの実現に向けた地球温暖化対策を推進しています。

<参考条文>

環境基本法(平成5年法律第91号)

(国際的協調による地球環境保全の積極的推進)

第五条 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で課題であること及び我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、地球環境保全は、我が国の能力を生かして、及び国際社会において我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第四条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、自らの施策を実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に向けて率先して取り組まなければならない。

【趣旨】

本条は、市の責務を定めています。

【解説】

前条で定める基本理念を実現するためには、市、事業者、市民という全ての主体による取組が不可欠となることから、本条から第6条においてそれぞれが果たすべき責務を示しています。各主体に直接的に個別具体の義務を生じさせたり、その違反に罰則を課したりするものではなく、個別具体の義務は、各責務規定の趣旨を踏まえた個別条例等の規定により生じることになります。

本条は、法第7条（地方公共団体の責務）に準拠しており、環境の保全及び創造に取り組む市の立場と責務について定めるものです。

(1) 第1項関係

○環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施

具体的には、環境基本計画の策定とそれに基づき施策を進めていくことを示すものです。

○のっとり

本条から第6条に使われる「のっとり」という言葉は、法第6条から第9条に規定されている責務規定にならっています。

<参考条文>

環境基本法(平成5年法律第91号)

(地方公共団体の責務)

第七条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(2) 第2項関係

市が計画を立案し、具体的な施策を実施する場合、環境の保全及び創造について率先して配慮することにより、環境への負荷の低減に積極的に取り組むことを規定しています。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任において、事業活動に伴って生じる公害を防止するとともに、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動において、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の適正な処理等を推進するとともに、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、事業者の責務を定めています。

【解説】

本条は、事業者が事業活動を行うに当たり、環境へ配慮することを責務として規定しています。環境への負荷については、市民も原因者として捉えられますが、事業者は、特にその事業活動による環境への負荷が大きいこと、また、一般に、事業者は、事業活動の促進のため各種の組織を保持しており、環境の保全及び創造のための措置を実施し得る相当の物的人的能力を有することから、特に市民とは異なる責務について定めるものです。

(1) 第1項関係

法第8条（事業者の責務）第1項に準拠しており、事業者は、事業活動そのものが環境の保全上の支障を生じる原因者となる可能性があることから、自らの事業活動が環境への負荷を与えていることを自覚し、公害の防止、自然環境の適正な保全に努める責務を有することを規定しています。

○事業者

反復継続して一定の行為を行うことを業務とする者を、その活動の主体としての側面で捉えた場合に、これを「事業者」と呼びます。従って、「事業者」は必ずしも営利を目的として事業を営む者のみに限らず、公益事業を営む者もここでいう「事業者」に含まれます。

(2) 第2項関係

法第8条（事業者の責務）第2項・第3項に準拠しており、事業者が生産した製品などは、それが使用される過程と廃棄される過程の両面において、環境への負荷を与えています。このため、製品などを使用する者、廃棄する者に対してその環境への負荷を低減させるための情報提供や、製品の原材料や生産に伴う役務についても、再生資源や環境負荷の低減につながるものを利用することに努める責務を有することを規定しています。

(3) 第3項関係

法第8条（事業者の責務）第4項に準拠しており、事業者は、その事業活動において、自らの環境の保全や創造に努めるだけでなく、市が実施する環境施策に積極的に参加・協力する責務を有していることを規定しています。

<参考条文>

環境基本法(平成5年法律第91号)

(事業者の責務)

- 第八条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第六条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源及びエネルギーの節約、廃棄物の発生の抑制等により、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、市民の責務を定めています。

【解説】

今日の環境問題の多くは、自動車交通等による大気汚染、生活排水による水質汚濁などの都市・生活型の問題や地球温暖化問題、廃棄物の排出量の増大などにみられるように、事業者の事業活動のみならず市民の日常生活等に伴って生ずる環境への負荷の集積により発生するものです。

このような問題の解決のためには市民一人ひとりがその日常生活を環境への負荷のより少ないものに変革していく取組が重要になっていることから、市民の責務として定めるものです。

(1) 第1項関係

法第9条（国民の責務）第1項に準拠しており、市民は、自らの日常生活が環境への負荷を与えていることを自覚し、その負荷の低減に努める責務を規定しています。具体的な例としては、マイカーの使用を控える、電気やガス等のエネルギーの使用を削減する、家庭から出るごみの量を削減する、環境にやさしい製品を利用するなどが挙げられます。

(2) 第2項関係

法第9条（国民の責務）第2項に準拠しており、市民は、日常生活で取り組むべき環境への負荷の低減に向けた努力だけでなく、環境の保全や創造を目的とした地域の活動への参加や市が実施する施策に協力する責務を有することを規定しています。具体的な例としては、地域の緑化やリサイクル活動への協力、資源収集などの市の施策に協力することなどが挙げられます。

<参考条文>

環境基本法(平成5年法律第91号)

(国民の責務)

第9条 国民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、国民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第一節 施策の基本方針

第七条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項が実現されるよう総合的かつ計画的に行うものとする。

- 一 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- 二 生物の多様性の確保が図られるとともに、人と自然が共生する良好な環境が確保されるよう、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が適正に保全されること。
- 三 市民が潤いと安らぎに満ちた快適な生活を営むことのできる環境が確保されるよう、緑化の推進、良好な景観の形成等快適できれいなまちづくりが推進されること。
- 四 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生の抑制及び適正な処理により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築が図られること。
- 五 地域における環境への負荷の低減に向けた取組を通じて、地球環境の保全に適切な配慮がなされること。

【趣旨】

本条は、基本理念をもとに、環境の保全及び創造に関する施策の策定、実施に当たっての基本的な指針について規定するもので、基本理念を具体化するための方向性をより明確にするため基本方針を定めています。

第1号は自然構成要素の保持、第2号は生物多様性及び人と自然が共生する良好な自然環境の確保、第3号は緑化推進及び景観の形成、第4号はリサイクルの推進や再生可能エネルギーの利用等による持続的な発展が可能な社会の構築、第5号は地球環境の保全について定めています。

【解説】

(1) 各号以外の部分関係

法第14条各号以外の部分に準拠しています。

○総合的かつ計画的

ここでいう「総合的」、「計画的」の意味は、第1条における意味と同じです。

「総合的」とは、本条例に規定する各種施策の連携を図るとともに、市だけではなく事業者や市民のそれぞれの取組も含め、全体として推進していくことを指しています。

また、「計画的」とは、将来を見通して、多様な施策を体系的に組み立てて実施していくことを指し、具体的には、市が環境基本計画をはじめとする計画を策定し、これに基づいて施策を進めていくことをいいます。

(2) 第1号関係

法第14条第1項に準拠しており、自然構成要素の保持について規定しています。

(3) 第2号関係

法第14条第2項及び同条第3項に準拠しており、生物多様性を確保するとともに、人と自然が共生する良好な環境を確保しながら森林や農地、水辺地等の多様な自然環境の保全を行うことについて規定しています。

<参考条文>

環境基本法(平成5年法律第91号)

第1節 施策の策定等に係る指針

第十四条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- 三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

(4) 第3号関係

緑化の推進及び良好な景観の形成について規定しています。緑化については都市における街路樹や公園の整備の推進などにより、自然との豊かな触れ合いが保たれることについて規定しています。

また、景観の形成に関しては、地域住民がその景観の価値に気づき守り伝えることのできる取組を進めることが重要であることから規定しています。

(5) 第4号関係

環境への負荷ができる限り低減された持続的な発展が可能な社会の構築を図るため、リサイクルの推進や再生可能エネルギーの利用等を行うことについて規定しています。

(6) 第5号関係

地球規模の環境問題は、日常生活や事業活動に起因していることから、地域における環境負荷の低減に向けた取組を通じて、地球環境の保全に適切に配慮されることを規定しています。

第二節 環境基本計画

(環境基本計画)

第八条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全及び創造に関する目標

二 環境の保全及び創造に関する施策の方向

三 前二号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、青森市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

【趣旨】

本条は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本手続きとして、市に環境基本計画の策定を義務づけることなどを定めています。

【解説】

本条は、法第15条（環境基本計画）に準拠しており、第1項は策定の目的、第2項は内容、第3項は意見聴取、第4項は公表、第5項は計画変更の準用について規定しています。

法では市町村の環境基本計画策定は任意となっているが、今日の環境保全に関する施策手法は、従来からの排出規制のみならず、経済的・誘導的手法、啓発・情報手法など広範囲多岐に渡っていること、また、今日の環境問題の多くは、日常生活や事業活動に起因するところが多いことから、市の単独の施策ではなく、市、事業者、市民といった各主体の積極的な取組が重要であり、こうした各主体の取組を総合的な視点で促進することが必要となってきたことから、計画策定を義務として規定するものです。

環境基本計画は、環境の保全及び創造を実施するための市全体の計画であることから、環境審議会から専門的な知識に立った意見等を受けて策定する。策定した環境基本計画は公表し、全ての者の自主的かつ積極的な取組を確保するものです。

<参考条文>

環境基本法(平成5年法律第91号)

第二節 環境基本計画

第十五条 政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて、環境基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 環境大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、環境基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書)

第九条 市長は、毎年、環境の状況並びに市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

【趣旨】

本条は、前条の計画に基づいて活動した結果、市域の環境の現状及び環境の保全と創造に関する施策の実施状況について、市長が毎年報告を公表することを定めています。

【解説】

本条は、法第12条（年次報告等）に準拠しており、環境の状況や、環境の保全と創造に関する施策の結果を市民等に明らかにすることにより、これらの施策に対する市民の理解と協力を得るため、年次報告書を作成し公表することを規定しています。

○環境の状況

大気汚染の状況、水質汚濁の状況、自然環境の状況、廃棄物の状況など、環境基本条例及び環境基本計画が対象とする環境の状況全てを指しています。

○報告書

毎年度作成・公表している環境施策と取組実績等を取りまとめた「青森市のかんきょう」を基礎とした環境基本計画年次報告書を想定しています。

<参考条文>

環境基本法(平成5年法律第91号)

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、環境の状況及び政府が環境の保全に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る環境の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第三節 環境の保全及び創造のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造に配慮するものとする。

【趣旨】

本条は、市が環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定、実施するに当たっては、環境基本計画に整合するように配慮することを定めています。

【解説】

本条は、法第19条（国の施策の策定等に当たっての配慮）に準拠しており、例えば大規模な建設事業による建設中の騒音や振動、完成後の使われ方等によって、環境に様々な影響を及ぼすと想定されることから、本市の新たな計画・施策が、各種法令を遵守するほか、環境面について環境基本計画の内容と矛盾がないように策定・実施されることを規定しています。

<参考条文>

環境基本法(平成5年法律第91号)

(国の施策の策定等に当たっての配慮)

第十九条 国は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進及び自然環境等と再生可能エネルギーとの共生)

第十一条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、再生可能エネルギー発電事業について、自然環境、景観、歴史・文化等との共生を図るために必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、市が環境影響評価の推進及び自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電事業との共生を図るために関係法令等に基づき、必要な措置を講ずることを定めています。

【解説】

本条は、法第20条（環境影響評価の推進）に準拠しており、土地の形状の変更や工作物の新設等の大規模な事業を実施する者は、環境影響評価法や青森県環境影響評価条例に基づき、事前に環境への影響を、自ら調査、予測、評価し、その結果に基づき環境の保全に適正に配慮することを定めています。この環境影響評価制度では、県知事は環境の保全の見地からの関係市町村長の意見を求めることが定められていることから、この意見提出に当たっては、今後、策定を予定している環境基本計画との整合を図った上で県知事に提出することとしています。

また、環境影響評価制度に加えて、第2項では自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電事業との共生を図るため、青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例（令和7年3月青森県条例第2号。以下「県共生条例」という。）に基づき、事業者の再生可能エネルギー発電施設設置計画に対する市の意見提出や共生区域の申出等を行うことについて規定しています。

なお、環境影響評価制度及び県共生条例における県への意見提出、共生区域の申出に当たっては、必要に応じて第22条の規定に基づく青森市環境審議会から意見聴取等を行い、市の意見等をまとめることとしています。

<参考条文>

環境基本法(平成5年法律第91号)

(環境影響評価の推進)

第二十条 国は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第十二条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市が住民の生活環境を保全していくために、公害の原因となる行為などに対して、関係法令に基づき規制等の措置等を講ずるよう努めることを定めています。

【解説】

本条は、法第21条（環境の保全上の支障を防止するための規制）に準拠しており、必要に応じて規制の措置を講ずるほか、原因者に対して原因となる行為の改善や周辺住民への十分な説明など環境への配慮について指導・助言を行う等、必要な措置を講ずるよう努めることを規定しています。規制の根拠となる法令として、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法などが挙げられます。

<参考条文>

環境基本法(平成5年法律第91号)

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第二十一条 国は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

一 大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関し、事業者等の遵守すべき基準を定めること等により行う公害を防止するために必要な規制の措置

二 土地利用に関し公害を防止するために必要な規制の措置及び公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域における公害の原因となる施設の設置に関し公害を防止するために必要な規制の措置

三 自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更、工作物の新設、木竹の伐採その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

四 採捕、損傷その他の行為であつて、保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

五 公害及び自然環境の保全上の支障が共に生ずるか又は生ずるおそれがある場合にこれらを共に防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、国は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、同項第一号又は第二号に掲げる措置に準じて必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

(誘導的措置)

第十三条 市は、事業者又は市民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、事業者や市民が自発的に環境に配慮した対応を図ることができるように、市が必要な措置を講ずるよう努めることを定めています。

【解説】

本条は、法第22条（環境の保全上の支障を防止するための経済的措置）に準拠しており、生活排水や廃棄物、温室効果ガス排出量等の増加といった私たちの毎日の暮らしそのものが原因となる都市生活型の環境問題を解決するためには、通常の事業活動や日常生活を含めた幅広い社会経済活動を環境への負荷の少ないものに変えていく必要があることから、市が技術的な助言や経済的支援などの措置を講ずるよう努めることを規定しています。

<参考条文>

環境基本法(平成5年法律第91号)

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第二十二條 国は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下この条において「負荷活動」という。)を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、負荷活動を行う者に対し適正かつ公平な経済的な負担を課すことによりその者が自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導することを目的とする施策が、環境の保全上の支障を防止するための有効性を期待され、国際的にも推奨されていることにかんがみ、その施策に関し、これに係る措置を講じた場合における環境の保全上の支障の防止に係る効果、我が国の経済に与える影響等を適切に調査し及び研究するとともに、その措置を講ずる必要がある場合には、その措置に係る施策を活用して環境の保全上の支障を防止することについて国民の理解と協力を得るよう努めるものとする。この場合において、その措置が地球環境保全のための施策に係るものであるときは、その効果が適切に確保されるようにするため、国際的な連携に配慮するものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等)

第十四条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、市が環境の保全上の支障の防止に資する公共施設などの整備を推進するため、必要な措置を講ずることを定めています。

【解説】

本条は、法第23条（環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進）に準拠しており、生活排水による水質汚濁問題、地球環境問題等の今日の環境問題は、特定の事業活動の結果としてではなく、通常の世界経済活動の結果生ずるため、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会を構築するためには、一般廃棄物処理施設や公共下水道の整備等の環境の保全上の支障の防止に役立つ社会資本の整備などの事業を推進することが重要となります。

また、市民が潤いや安らぎを感じることでできるよう都市公園や森林公園など地域の特性及び環境資源を活かした快適な環境の創造に資するための公共的な施設の整備を推進することとしています。

<参考条文>

環境基本法(平成5年法律第91号)

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第二十三条 国は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつ、絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設(移動施設を含む。)その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 国は、前2項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第十五条 市は、環境への負荷の低減が図られるよう、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生の抑制及び適正な処理が促進されるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、再生資源その他環境の負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市が事業者や市民による資源の循環的な利用等が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めることを定めています。

【解説】

本条は、法第24条（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）に準拠しています。

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムと日常の生活様式の変化が、廃棄物問題や地球温暖化などの地球環境問題を引き起こす原因となっていることから、本条では、事業者や市民による資源の循環的な利用等が促進されるように必要な措置を講ずるよう努めることを規定しています。

また、必要な措置には、市自らが事業者・消費者としての立場から、環境に配慮した公共施設の建設及び維持管理を行うために、再生資源の利用や太陽光発電など再生可能エネルギーの利用等、率先して環境への負荷低減に努めることを含んでおり、市の率先した行動により事業者や市民の利用等を促すものであります。

<参考条文>

環境基本法(平成5年法律第91号)

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第二十四条 国は、事業者に対し、物の製造、加工又は販売その他の事業活動に際して、あらかじめ、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷について事業者が自ら評価することにより、その物に係る環境への負荷の低減について適正に配慮することができるように技術的支援等を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第十六条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、市が環境の保全及び創造に関する教育や学習を推進するために、必要な措置を講ずることを定めています。

【解説】

本条は、法第25条（環境の保全に関する教育、学習等）に準拠しています。

今日の環境問題は、通常の経済活動や日常生活に起因するところが多く、経済活動のあり方や市民の生活様式を環境への負荷を低減する観点から見直していく必要があります。そのためには、市民等が人と自然とのかかわり等についての基本的な知識を修得し、その理解を深めるとともに、環境の保全及び創造のために自ら環境に配慮した行動をとるための意欲が促進されることが必要であり、本条は、このような観点から、市が環境の保全及び創造に関する教育や学習を推進し、市の広報紙やホームページ等を充実するなど必要な措置を講ずべきことを規定しています。

<参考条文>

環境基本法(平成5年法律第91号)

(環境の保全に関する教育、学習等)

第二十五条 国は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び国民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第十七条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（次条において「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市が民間団体等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めることを定めています。

【解説】

本条は、法第26条（民間団体等の自発的な活動を促進するための措置）に準拠しています。

今日の環境問題は、通常の経済活動や日常生活に起因するところが多く、これらの問題を解決するためには、経済活動のあり方や市民のライフスタイルが見直されることが必要となっています。また、市民等による環境の保全と創造に関する活動が自発的積極的に行われることが重要であり、これらの活動を促進するための指導や助言などの措置を市が行うよう努めることを規定しています。

<参考条文>

環境基本法(平成5年法律第91号)

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第二十六条 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第十八条 市は、第十六条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市が環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興、民間団体等の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、環境の状況等必要な情報を適切に提供するように努めることを定めています。

【解説】

本条は、法第27条（情報の提供）に準拠しています。また、第9条で規定した年次報告書による定期的な情報提供にとどまらず、市民が自らの意思で、環境の保全及び創造に関する積極的な取組を促進していくための必要な情報を適切に提供することを規定するものです。市民が求める環境情報を的確に捉え、その情報を広報紙やホームページなどさまざまな伝達手段を使って、市民に伝えることが求められています。

<参考条文>

環境基本法(平成5年法律第91号)

(情報の提供)

第二十七条 国は、第二十五条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第十九条 市は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市が環境の状況の把握に関する調査等を実施するとともに、環境の状況を把握するための必要な監視等の体制整備に努めることを定めています。

【解説】

本条は、法第28条（調査の実施）、第29条（監視等の体制の整備）に準拠しています。

環境の保全及び創造に関する施策の実施に当たっては、環境の状況の的確な把握が前提となります。このような観点から、本条では現在の環境の状況を把握するために必要となる監視等の体制の整備に努めるべきことを規定しています。

<参考条文>

環境基本法(平成5年法律第91号)

(調査の実施)

第二十八条 国は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第二十九条 国は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第二十条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、広域的な環境の保全及び創造について、市が国や他の地方公共団体と協力し、施策の推進に努めることを定めています。

【解説】

本条は、法第40条（国及び地方公共団体の協力）に準拠しています。

今日の環境問題は、広域的なものとなっています。本市だけでは解決できない問題については、国や県、他の地方公共団体と連携して取り組み、施策の推進に努めることを規定しています。

地球規模での環境施策の推進への協力・連携だけではなく、より地域的な問題、例えば河川や海洋汚染対策等本市だけでは対応できない問題について隣接する自治体や管理する国や県等と協力・連携して取り組むものです。

<参考条文>

環境基本法(平成5年法律第91号)

(国及び地方公共団体の協力)

第四十条 国及び地方公共団体は、環境の保全に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

第四節 地球環境の保全の推進

第二十一条 市は、地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間団体その他の関係機関と連携し、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市が地球温暖化対策やオゾン層の保護等の地球環境の保全に資する施策について、積極的に推進するよう努めることを定めています。また、地球環境保全に関する国、他の地方公共団体、民間団体等と連携して国際協力していくことを定めています。

【解説】

本条は、法第32条（地球環境保全等に関する国際協力等）、第34条（地方公共団体又は民間団体等による活動を促進するための措置）に準拠しています。

今日の地球規模の環境問題は、私たちの日常生活や事業活動に起因していることから、本条では、市、事業者、市民の各主体による地球環境の保全が積極的に推進されるよう、市自らが事業者・消費者としての立場から、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの利活用等の地球温暖化対策をはじめとした地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するよう努めることを規定しています。また、地球規模での環境問題に対処するためには、地域を超えた取組みが必要となることから、国や地方公共団体はもとより地球環境の保全に関わる様々な団体等との連携が不可欠です。

<参考条文>

環境基本法(平成5年法律第91号)

(地球環境保全等に関する国際協力等)

第三十二条 国は、地球環境保全に関する国際的な連携を確保することその他の地球環境保全に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるほか、開発途上にある海外の地域の環境の保全及び国際的に高い価値があると認められている環境の保全であって人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するもの(以下この条において「開発途上地域の環境の保全等」という。)に資するための支援を行うことその他の開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、地球環境保全及び開発途上地域の環境の保全等(以下「地球環境保全等」という。)に関する国際協力について専門的な知見を有する者の育成、本邦以外の地域の環境の状況その他の地球環境保全等に関する情報の収集、整理及び分析その他の地球環境保全等に関する国際協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体又は民間団体等による活動を促進するための措置)

第三十四条 国は、地球環境保全等に関する国際協力を推進する上で地方公共団体が果たす役割の重要性にかんがみ、地方公共団体による地球環境保全等に関する国際協力のための活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、地球環境保全等に関する国際協力を推進する上で民間団体等によって本邦以外の地域において地球環境保全等に関する国際協力のための自発的な活動が行われることの重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 環境審議会

(環境審議会)

第二十二條 市長の諮問に応じ、環境基本計画その他環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を調査審議するため、青森市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、環境の保全及び創造に関する施策について必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織及び運営)

第二十三條 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 関係団体の代表者
- 三 関係行政機関の職員
- 四 その他市長が必要と認める者

2 前項の委員の定数は、二十人以内とする。

3 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 市長は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

5 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第二十四條 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、審議のために必要があると認めるときは、職員その他関係者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第二十五條 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

【趣旨】

本条は、環境審議会の設置、組織及び運営等を定めています。

【解説】

環境問題への対応には、多方面にわたる専門的知識が必要であり、また、広い視野に立った多角的な面からの判断が求められる。このため、広く市民や学識経験者等に意見を求めることが必要となるため、市長の諮問機関として環境審議会を設置するものです。環境審議会は、環境基本法第44条の規定に基づき、市町村の区域における環境の保全と創造に関する基本的事項の調査審議を行うもので、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第202条の3に規定する附属機関として設置するものである。具体的には、環境基本計画等に関する調査審議の他、環境基本計画に示した施策や事業の進捗状況に対する評価等を行うことを想定しています。

委員の構成については、多様化する環境問題に的確に対応できるよう学識経験を有する者や関係行政機関の職員のほか関係団体の代表者を加えるものとし、調査審議事項の内容によっては、必要に応じて、専門的な知識を有する学識経験を有する者等の臨時委員を加えることができるとしています。

また、調査審議事項によっては、必要に応じて、部会を設置し調査審議を行うことを想定しています。

<参考条文>

環境基本法(平成5年法律第91号)

(市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第四十四条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

第四章 雑則

第二十六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定め、その他この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条は、委任事項を定めています。

【解説】

本条は、審議会の運営に関しこの条例に定めのない事項は、審議会の会長が審議会に諮って別に定めることとしています。

また、そのほかこの条例に定めのない事項は、市長が別に定めることとしています。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

【趣旨】

この項は、条例の施行期日について定めています。

【解説】

本条例は、公布の日から施行することを規定しています。

(青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 青森市特別職の職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第五十一号の次に次の一号を加える。

五十一の二 環境審議会委員

別表三予防接種健康被害調査委員会委員の項の次に次のように加える。

環境審議会委員	日額 八、七〇〇円
---------	-----------

【趣旨】

この項は、青森市特別職の職員の給与に関する条例において、環境審議会の委員の給与について定めています。

【解説】

審議会の委員は、特別職の地方公務員であって、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する職に該当するものです。

<参考条文>

地方公務員法(昭和25年法律第261号)

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第三条

3 特別職は、次に掲げる職とする。

二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(青森市費用弁償条例の一部改正)

3 青森市費用弁償条例（平成十七年青森市条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条第四十四号の次に次の一号を加える。

四十四の二 環境審議会委員

別表中 「 予防接種健康被害調査委員会委員 」 を 「 予防接種健康被害調査委員会委員
環境審議会委員 」 に改める。

【趣旨】

この項は、青森市費用弁償条例において、環境審議会委員の費用弁償について定めています。

【解説】

環境審議会委員の費用弁償（交通費）について規定しています。